

最高裁秘書第3298号

令和3年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局秘書課会議係で使用されている事務処理要領その他のマ
ニュアル（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

3月31日付け（4月1日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第23号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）